

平成17年度 介護保険料 のお知らせ

日頃、三浦市介護保険事業の運営にご協力をいただきありがとうございます。

ご承知のとおり、介護保険は相互扶助を基本としてみなさんの介護保険料がなくては、成り立たない制度です。

みなさんの保険料により、介護を必要とされている1,500人ほどの方々がサービスを受けています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いいたします。

平成17年度 所得段階別介護保険料

段階	年間保険料	該当要件
第1段階	17,420円	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税
第2段階	26,130円	・世帯員全員が市民税非課税
第3段階	34,840円	・世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税
第4段階	43,560円	・本人市民税課税で合計所得額200万円未満
第5段階	52,270円	・本人市民税課税で合計所得額200万円以上

(三浦市基準額 1ヶ月2,904円)

納付方法

介護保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

特別徴収

年金の受給額が年額で18万円以上の方は、介護保険料の年額を6回に分けて、年金から天引きさせていただきます。ただし、下記の条件にあてはまる方は、特別徴収の対象にはなりません。

年金を年額18万円以上受給しているのに特別徴収にならない方

老齢福祉年金・遺族年金・障害年金を受給されている方。

平成17年4月1日以降に65歳になられた方、三浦市に転入された方、年金の受給が新たに開始された方等

普通徴収

保険料の年額を9回に分けて納付書又は、口座振替でお支払いいただきます。平成17年度の納期は7月から翌年の3月です。但し、過年度賦課の場合には、それ以外の月も納期になります。

口座振替のご案内

普通徴収の方は、納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替をご希望の方は、預貯金通帳、印鑑(金融機関お届印)を持って、三浦市内の金融機関、又は郵便局でお申し込みをして下さい。

問合せ 高齢介護課 (☎内線352・354)